



Title	フランス公的部門における職員採用と法律分野でのその養成
Author(s)	浦中, 千佳央
Citation	阪大法学. 2013, 63(2), p. 423-438
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67946
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス公的部門における 職員採用と法律分野でのその養成

浦 中 千 佳 央

はじめに

本稿は二〇一二年一二月に大阪大学で開催された国際シンポジウムにおいて基調報告として述べたことをベースにしている。当シンポジウムの主旨は「法曹あるいは法学的知識と素養を備えた者が公的部門において活躍するために、どのような実務修習が求められるのか。そして、現在、彼らが公的部門においてどのような位置・役割を占めており、今後どう展開しうるのか」ということであった。

前記の問題提言は、私が一五日程暮らしていたフランスにおいても重要課題となっている。フランスでも他の先進国同様、ポストモダン社会の中、既存の価値観が崩壊、あるいは新しい価値観が生まれるという「複雑化する社会」があり、また、今までは大多数が共通価値観を有しており、紛争になる以前に話し合い等で解決してきた問題が解決できなくなり、司法機関や法執行機関（警察）の利用や相談が増加した。つまり問題を法律に従い、正式な紛争処理手段に委ねる「法社会化」(judicialisation)、些細なことでも警察に相談、解決策を求める「警察化」

(*policiation*) が進行したのである。この現象に対応するため、公的部門における法曹関係者、法律専門家(法学的知識と素養を備えた者)のニーズが高まりつつある。しかし、民間とは異なり、フランスの公的部門は独特の発展を遂げてきた経緯があり、その人材の採用、養成に幾つかの特徴がある。

本稿ではまず、弁護士などの法曹関係者ではなく、大学で法律を学んだ学生が、公務員試験を受けて、どうキャリアアップするのかに焦点を当て、彼らがどのような位置に存在するのかを考察する。そしてフランスの大まかな公務員制度を紹介し、その後、採用、研修制度における職業性、専門性教育を考察し、最後に公的部門における非正規雇用の増加という視点から、今後の展開を述べていきたいと思う。

一 公務員制度

フランス人でも自国の公務員制度を理解するのは難しいと言われているほど複雑なので、まずフランスの公務員制度に関して簡単に説明したいと思う。フランスにおいて公務員(*fonctionnaire*)とは「恒久性を持つ職階的官職への任官(*titularisation*)によって特徴づけられる」⁽¹⁾とされ、これが狭義の公務員である。また広義の公務員概念である行政機関勤務職員(*agent public*)に含まれる補助職員、見習職員、契約職員、臨時職員などと区別される。⁽²⁾つまり、狭義の公務員とは競争試験に合格し、権限官庁から任官を許可された人物、広義の公務員とは競争試験を受験していないものの、雇用契約を通して行政機関等に採用された人物である。

狭義、広義の公務員にしろ、一九八三年七月一三日付「公務員の権利と義務を定める法律」により、フランスの公務員は大きく三つに区別される。第一に国家公務員(約二三九万人)、第二に地方公務員(約一八〇万人)、第三に医療従事公務員(約一一〇万人)である。二〇一一年には上記公務員は合計で約五三〇万人いるとされる。フラ

ンスの人口が約六五〇〇万人であるから、人口の八・一％が公務員という事である。

まず、国家公務員は国の中央行政機関とその出先機関で働いており、主にパリの中央省庁の勤務においては、全国規模での行政行動の調整と大綱立案を受け持ち、地域圏、県といった地方において、国に関する業務を扱う人物、公企業（フランス郵便やフランス国鉄等）で働く人たちである。

この国家公務員制度を大きく形づくる制度として職団 (*corps*) が存在する。この職団の例としては司法官（裁判官、共和国検事）、県知事、外交官、警視、大学教授などが挙げられる。特に司法官、外交官、県知事職団は高級職団 (*grand corps*) と呼ばれ、いわゆる昔の日本の国家公務員I種、キャリア組とよばれる高級官僚に相当する。この職団制度というのは公務員の身分規程上の違いから生じるのである。つまり「公務員制度の構造」〔採用、昇進〕、「行政組織の構造」〔各省庁による組織の違い、ポスト〕という二つの構造が存在し、これを結びつけるために設けられた制度であると言われる。そして、競争試験により特定の職団に入ると、その職団構成員は固定して、競争を排除する働きをするのである。^③

例えばフランスでは司法官の職団に属する人物、つまり裁判官、共和国検事は、彼らが法務省以外の省庁で、行政事務として働くという場合がある。例えば、つい数年前まで国家憲兵隊総監という内務省管轄（以前は国防省）のポストは、憲兵隊という軍警察業務（軍人非違の摘発、核弾頭の管理等）、民間人に対する行政警察と司法警察権限の行使という性格の為、文民コントロールを明確にするという意味から、長年、司法官職団にある人が務めていた。国家憲兵隊総監の役割はつまり行政・事務の長である。当然、司法官（裁判官、または検察官）としての本来の任務とは異なるし、司法省と内務省（国防省）の間では、役割、ポスト、組織も当然異なる。しかし、職団に付随する基本的な身分条件（昇級、昇進）に変化はないので、たとえ働く環境が変化しても、そのキャリアには何

ら影響を与えないのである。

この高級職団を構成する高級官僚の大多数が、グラン・ゼコール (*grandes écoles*) と呼ばれる学校出身である。フランスの高等教育機関は、普通、大学の医学部を除いて、大学入試 (競争試験) がなく、希望者が登録だけすればいいのである。しかし、このグラン・ゼコールには定員が存在し、ゆえに競争試験がある。特に有名なものは国立行政学院 (ENA: *Ecole Nationale d'Administration*)、理工科学校、国立高等師範、パリ政治学院である。国立行政学院は将来の中央省庁の高級行政官、知事職を目指す人物を養成する。またフランス政界・経済界の多くの人々がここの卒業生でジャック・シラク元大統領、フランソワ・オランド現大統領もここの卒業生である。

同学院受験資格は学士相当⁽⁴⁾の学歴が要求される。この為、パリ政治学院はこの国立行政学院への登竜門として位置づけられ、同政治学院修了後 (学士、修士修了後)、国立行政学院へ入学というケースが多い。上記グラン・ゼコールでは将来、組織の高級幹部になるためのカリキュラムが組まれる。カリキュラムは主に行政官として働くべきことに考慮した内容で、学校外でのインターンシップ、人事管理、マネージメント、草案作成能力である。例えば、国立行政学院のカリキュラムを見てみると、研修は全体二四か月で、三段階にわかれている。第一のヨーロッパに関連した研修では、研修先はEU機関、国際機関等で、期間は一七週間、目的はEU制度の理解、当該機関の理解である。次に地方公共団体での研修で、これは二二週間行われる。最後に民間、公的企業での研修で、一五週間行われる。ただ国立行政学院の成績上位者が卒業後、成績リストに基づいて、国務院傍聴官、会計院傍聴官、地方行政裁判所評定官、外務省参事官、県知事室長など重要ポストに着く事に鑑みると、その専門的な法律知識、技術を同行政学院で学ぶことは明らかである。

次に高級職団以外の国家公務員について説明する。採用試験時に示される学歴条件により、カテゴリーA、B、

Cに分けられる。このカテゴリーに応じてそれぞれに職団があり、例として行政、エンジニア（技官）の職団が挙げられる。通常、カテゴリーAは学士相当、カテゴリーBは大学入学資格（高等学校卒）相当、カテゴリーCは職業教育免状相当になる。そしてこの学歴によるカテゴリー区分は地方公務員、医療従事公務員でも条件はほぼ同じである。

地方公務員は地方公共団体（collectivité locale）で働いている職員を指す。地方公共団体の中には地域圏、県庁、市町村職員、公営施設、公企業、公営団体⁽⁵⁾などが挙げられる。こちらに職団はないが、職群（cadre d'emploi）というものを形成する。この職群には行政職、技術職、文化活動職、スポーツ職、市町村警察、消防・救急、地域推進員、医療・福祉というタイプがある。この職群も採用時試験の応募条件（学歴）によりカテゴリーA＋、A、B、Cに分類される。例えば行政職群にはカテゴリー別に地方上級行政職（A＋）、地方行政職（B）、地方書記（B）、事務職（C）が存在する。市町村警察職群には市町村警察長（A）、市町村警察事務職長（B）、市町村警察官（C）、田園監視員（C）が存在する。

医療従事公務員は公的医療機関（公立病院、大学病院）、公的社会施設（ホームレス収容施設等）、公的社会医療施設（障がい者施設、薬物中毒患者収容施設等）、公的老人ホーム等に勤務する人たちで、当該公務員の多くが医師、看護師、作業療法士などの資格を有する人たちである。ここにも職団が存在し、行政職では病院院長（A）、病院行政事務職（A）、病院事務職（公衆接遇、電話応答、レセプトの整理）（C）、国家資格保有者では医者・歯医者は（A）、言語療法士（B）、栄養士（B）に対応する。

二 採用時、採用後の研修制度…研修制度にみる職業性、専門性教育

フランスにおける公務員の採用は三タイプあり、以下のように「外部選考」、「内部選考」、「第三の試験」と呼ばれる。まず外部選考は候補者条件を満たす、すべての人物に開かれたものである。内部選考は既に公務員としての身分を有する人物、あるいは国際機関などに努めている人などが対象である。そして第三の試験とは何年か様々な分野で働いた人物、市町村議会議員経験者、各種団体（例えばボランティア団体）の責任者等が対象である。つまり、第三の試験はその候補の経験を評価することである。

採用試験に関してもまた非常に複雑で、誰が試験を行うのかを一般論から説明したいと思う。

国家公務員は各省庁が採用試験を行う。つまり自分たちの省庁、出先機関で採用をかける。しかし、幾つかのカテゴリAは地域圏行政学校の競争試験を経て入学しないといけない。同学院修了後は、各省庁に人材を輩出するので、地域圏行政学校は多省庁間のエリート公務員養成所と言えよう。地域圏行政学校は、ENAが日本という国家公務員旧I種を養成するに對し、いわゆる旧II種の準キャリアを養成すると言える。

また、各省庁採用に関して、特定の職団は省庁直属の学校で行われる。例えば、警察学校、税務調査官学校等である。例えば内務省管轄の警視を養成する国立高等警察学校（グラン・ゼコール扱い）の入学試験科目は、必須科目は公法（行政法、憲法、人權、EU法、刑法、刑訴法）で、オプション科目が財政学、人と経済の地理学、現代史と国際関係（一九四五年以降）、情報処理、経済学、心理学、数学と統計学、人事管理と組織の社会学、私法（民法、労働法、会社法）である。こうしてみると、圧倒的に法律系学生に有利である。また同校受験資格は修士以上の学歴を求めている。

地方公務員に関しては地方公務員研修センター (CNFPT: *Centre National de Fonction Publique Territoriale*) の管轄である全国地方行政幹部職員研修所 (INET: *Institut National des Etudes Territoriales*) がカテゴリー A + (地方上級行政職、地方技師長等) を、カテゴリー A、B、C は地方公務員管理センター (*Centre de Gestion de la Fonction Publique Territoriale*) が試験を行う。なお、消防士は国 (内務省) が採用試験を実施する。

医療従事公務員は医療従事公務員管理センター (*Centre National de Gestion des praticiens hospitaliers et des personnels de direction de la fonction publique hospitalière*) や各医療機関・施設が採用試験を実施する。

研修制度は日本の公務員と同様に、採用時研修 (初任研修) と、働き出してから研修 (継続研修)、昇任時研修に分けることができる。またフランスでは、研修目的を三つに分けることができるとされる。一つ目は自分の専門に関する研修である。例えば地方公務員の行政職に就いていれば、より質の高い資格を得るため、自分の職種分野に関する研修 (行政法、地方自治法典) を、知識の維持とパフォーマンスを為すために受けるという事である。二番目には公務員である自分自身の身分、昇進、福利厚生、休暇、退職制度などに関する研修である。フランスの公務員制度は複雑で、頻繁に変更されるので、公務員自身がその情報に触れる機会が設けられる。三つ目は新しい分野にチャレンジするための研修である。例えば行政職の公務員が環境問題あるいは介護・福祉問題に興味をもち、同分野での専門知識を取得しようとするとき、研修を受けることができる。

初任研修に関して、国家公務員のカテゴリー A で合格した人物は地域圏行政学院 (IRA) で初任者研修を受け、研修中は月給がもらえる。同学院はフランスの五か所に存在する (バステリア、リヨン、ナント、メッツ)。研修終了後、その成績順に応じて配属先が決定され、研修内容は各地域圏行政学校に任されている。

しかし、各省庁が特定業務に就く国家公務員を養成、研修するのに、固有の教育施設を有している場合がある。

例えば外務省の外交官を養成する外交・領事学校、厚生省の高等公衆衛生学校、司法省の国立行刑学校、内務省系の国立警察学校等が例として挙げられる。国立司法官学校は裁判官、検察官を養成し、国立行刑学校は刑務所所長、刑務官、保護司を養成し、国立警察学校は警察官を養成する。

ここで国立警察学校を例に挙げたい。まず、国立警察学校も職団にに応じて、警視の職団を養成する国立高等警察学校 (*Ecole Nationale Supérieure de la Police*)、巡査の職団を養成する国立警察学校 (*Ecole Nationale Supérieure des officiers de Police*) は二〇一二年末をもち、国立高等警察学校へ移され、二〇一三年一月からは警部、警部補の初任研修は国立高等警察学校で行われている。高級職団を形成する警視職団は二四か月の初任研修（一二か月の講義、一二か月の実地研修）を受け、警部、警部補職団（カテゴリーA）は一八か月（一二か月の講義、六か月の実地研修）の研修を受ける。巡査の職団（カテゴリーB）は国立警察学校で五か月（三か月実地研修、二か月の講義、例えば集団警備運用、刑法、特別刑法、刑事訴訟法、行政法、護身術など）の研修を受ける。

地方公務員に関して通常、地方公務員研修センターが初任研修、継続研修を行う。しかし、カテゴリーA+に属する、地方上級行政職、上級学芸員、上級図書館司書の初任研修は全国地方行政幹部職員研修所で行われる。全国地方行政幹部職員研修所での研修は一八か月で、その内の三三週間は国立行政学院と合同で講義・研修を受ける。⁽⁶⁾医療従事公務員の研修は国立高等衛生学校で行われる。病院院長は二七か月、病院行政事務は一二か月の初任研修となっている。

こうしてみるとフランスでは一般公務員用養成機関、特定の公務員用養成機関が存在し、エリート公務員は採用段階から初任研修まで他の公務員と異なるし、その他一般公務員も各自が属する職団、職群、採用時のカテゴリー

に応じた採用試験、研修を受けていくことが理解できよう。

ではここで、実際、法律専門家と言われる人たちはどのような活躍をしているのだろうか、地方公務員を例に挙げたいと思う。様々な活動が考えられるが、主なものは市町村長 (*maire*)、地域圏議会 (*conseil régional*)、県会 (*conseil général*)、市町村議会 (*conseil municipal*) 議員といった選挙で選ばれた人々への法律上の助言、都市計画に関する事 (建築許可、土地取得)、法律上の紛争、公共調達、公共入札、人事管理分野が挙げられる。具体的に行政警察分野に関して一つ例を挙げる。人口の約三割が学生という南西仏の人口約四五万人の都市、トゥールーズでは学生を中心とする若者が夜遅くまで飲酒をし、喧嘩や事故、騒音が飲食店近隣住民の生活環境を害していた。この為、トゥールーズ市長は彼に与えられている行政警察権限に基づき、夜間二二時以降朝六時までのアルコール飲料販売禁止とバー・ディスコの営業時間を制限する条例を制定した。当然、営業制限を受ける小売店、飲食業者はこの条例を不服として行政訴訟を起こした。このような法的紛争に対し、市役所の行政警察担当部門は条例が成立する前から市民、小売店業者、飲食業者とタウンミーティングを重ねながら、訴訟回避、法律上の問題点を精査し、知事部局と相談しながら検討を加える。そして提訴後は行政裁判所での法廷戦略を弁護士と共に練るといふことになる。

前述の法律専門家が行う活動を踏まえて、継続研修に関して考察する。IT技術が進展した中、受講できる継続研修の科目は地域圏ごとにある地方公務員研修センターのホームページで検索できる⁽⁷⁾。例えばトゥールーズにあるミディ・ピレネー地域圏を管轄する研修センターのホームページで「Affaire juridique」(法律関連) という言葉をキーワードに検索すると「公共調達」、「公共入札」、「契約」、「法律への総合的アプローチ」、「公的サービスの管理に関する形態」、「法律的前防、訴訟予防」という分野がヒットする。そこで法律への総合的アプローチ

を選択し、検索を進めると例えば「条例・決議の構想をする事、編集する事」という二三日間に渡る研修を見つけることができる。この研修の対象者は市町村の条例、議会の決議の編集に関わる職員で、目的は「条例、決議の編集の際、順守すべき法律規則を知る事」、「当該行為の法律的效果と適法性の流れを知る事」と揭示されている。あるいは法律の予防、訴訟予防分野では「市町村長の警察権限」という研修が半日で用意されている。対象は市町村役場の秘書、行政初任者としている。そして当該対象者は市町村役場の秘書の研修コースを履修し、研修を受けている人物に限定されている。目的は市町村長の警察権限行使に関する問題点を知ることである。研修内容は行政警察と特別行政警察の概念、市町村長権限の範囲、警察当局の介入分野と形態、公共団体、市町村長、公務員の警察分野における責任となっている。研修内容が専門的で実践向きであることがわかる。

また、ヨーロッパ連合による統合が進展化する中、EUの共通政策がフランス政府だけでなく、地方公共団体にも大きな影響を及ぼすことがある。そこでEU指令 (*directive européenne*) であるとか、EUの政策動向を知ることがますます重要になっている。この為、研修ではEU関連の科目も時として設置される。

筆者は何回かトゥールーズにあるミデイ・ピレネー地域圏地方公務員研修センターを訪れる機会に恵まれた。同センターは市郊外に位置し、宿泊施設も備えられている。私が訪れた時は地方公務員、市町村警察の職群、市町村警察長（カテゴリーA）の人たち対象の継続研修が行われていた。研修内容は近年のフランスにおける安全・治安に関する法律の要点解説であった。研修には治安政策専門のパリ大学教授、元警視監のトゥールーズ市助役（治安担当）が登壇してここ一〇数年に成立した関連法令のポイントを解説した。質疑応答では各市町村が置かれている状況が異なるので、防犯カメラの効果、法律上の問題点についての意見といった実務的な質問がなされ、全国的動向の把握、同じ境遇の人たちとの情報共有をする場として働いているように見えた。

三 期間雇用者（非正規職員）の増加とその背景

駆け足だったが、フランスの公務員制度を俯瞰してきた。独自の養成学校、公務員研修センターなどを作り、職員の専門性、職業性を高めようと努力していることが見受けられる。しかし、前述した公務員はいずれも狭義の公務員、つまり、競争試験に合格し、任官した人たちのケースである。広義の公務員に含まれる契約により採用された臨時職員などは全く別の状況にある。

いわゆる広義の公務員は現在、約一〇万人いると言われている。法律専門家がこの形態で雇用されている場合が多々ある。それは公共職業安定所 (*pôle emploi*)、民間職業紹介会社の求人を見ればわかる。公的部門が概ね六月、一二か月という契約期間で、法律的素養、知識を兼ね備えた人物の求人をかけているからだ。彼らは競争試験を経ずに、書類審査、面接を経て、期間雇用契約 (*CDD: Contrat à Durée Déterminée*) で採用され、採用直後の初任研修は存在しない。

二〇一三年一月八日付フランス週刊誌「ヌーベル・オブザーバトワール」(*le nouvel observateur*) は「公的部門は期間雇用採用のチャンピオン」という見出しで、公的部門が期間雇用者を大量に抱えていることを記事にした。⁽⁸⁾ 記事には二〇〇〇年に約六九万三千人いた期間雇用者が二〇一〇年には八九万八千人に増え、総公務員数に占める割合が二〇一〇年の一四・八%から一七・二%に増加したと指摘している。

公的部門だけでなく、民間部門でも契約期間無期限 (*CDI: Contrat à Durée Indéterminée*) の正社員が減り、期間雇用者が増加していることがフランスでも問題化している。それは、やはり期間雇用では安定した生活ができないから⁽⁹⁾、例として良くやり玉に挙がるのがフランス郵便 (*La Poste*) である。昨年六月、労働調停員会はフランス

郵便の郵便局で働く四五歳の女性に四万七千ユーロ（約六一〇万円）を支払うように命じる判決を下した。彼女は一九八五年から一九九六年まで二〇年間、期間雇用され、その間に何度も雇用契約更新させられ、結局、フランス郵便と交わした雇用契約の回数は二五〇回に達し、二〇〇五年になりようやく正式な職員として採用された。しかし、二五〇回という契約更新が異常で、本当は早く正式に採用されていたはずだとして、正規職員として採用されただろう場合の賃金、福利厚生等をふくめての差額を求めている^⑩。フランス郵便においてはこのようなケースはたくさんあると言われており、現に各地の労働調停委員会でフランス郵便へ損害賠償を命じる判決が相次いで出されている。ではどうしてこのような問題が起こるのだろうか。

第一に考えられるのは公的部門における緊縮財政である。先進各国では公的部門の債務問題が大きく、年々、公的部門、特に公務員の削減が行われている。また、フランス等のヨーロッパ高福祉国では雇用にかかる負担（健康保険、失業保険等）を雇用者が一部負担している。つまり、正規雇用で人を雇うとお金がかかるのである。新たに正規ポストを用意して人を雇うと、退職まで面倒を見なくてはいけないし、緊縮予算の中でそんなお金はない。また公務員は身分保障されているので、途中で解雇するわけにもいかない。それに反し、期間職員は雇用期間だけの予算を確保すれば済むので、各年度で遣り繰りが可能で、契約期間が終了すれば、ほぼ問題なく退職する。つまり、雇用主側から見れば非常に柔軟で機動性があるわけである。次に考えられるのは週三五時間労働完全実施で、幾つかの現場では人手不足に陥ったが、新しくポストを新設するほど深刻ではない（あるいは緊縮予算でポスト新設ができない）、そしてベビーブームの到来で産休を取る人が増え、その代わりを探すことが急務であることが挙げられる（大部分の人が産休後、同じ職場に復職するので、正式に人を雇うことができない）。そして最後にフランスにおける若者雇用の厳しさが挙げられる。フランスだけではないが、ヨーロッパでは特に若者の雇用問題が大きく

クローズアップされている。⁽¹¹⁾日本は新卒大学生を重点的に雇用するという慣習があるが、ヨーロッパでは経験のない若者雇用が進んでいない事情がある。⁽¹²⁾求人票等を見ると、当該分野で二、三年の経験が必要等の条件が多くある。このように若者は不利なので、経験年数を問わない公務員試験の受験志望者は多い。私が在籍していたトゥールーズ第一社会科学大学（法学部、経済学部、経営学部）では弁護士、公証人等の法曹部門へ就職を望む学生向けの特別コースが存在していたが、日本の一部大学のように公務員向けの講座というものは存在していない。しかし、学士、修士の期末試験形式・範囲がほぼ公務員試験形式・範囲と重なるので、法学部学生は有利である。ただ、法学部の公務員志望者が皆合格するわけではない。この為、前述の如く、多くの求人には経験を求められていたり、雇用状況自体が厳しかったりするので、公務員試験に落ちた人の中には、簡単に仕事を見つけない人が多い。公共職業安定所（政府）ではいつまでも彼らを失業、求職状態に置いておけないので（政府としては雇用統計を何とかよく見せたい）、取り敢えず公的部門などの期間雇用ポストを斡旋したりする。公的部門が求めているのは法曹資格を持つ人物ではなく専門的業務でもなく、大学卒で、学制的素養、文書編集能力があればできる範囲の業務（行政文書の作成、入札資料の作成等）であり、ピンチヒッター的な人材である。求職活動中の若者は六か月や一二か月、最低賃金（SMIC）での雇用（法律上の有給休暇は守られる）であるが、失業状態から抜け出さず経験も積める。また、期間雇用とはいえ、公的部門は彼らに継続研修を受けさせることができる。こうした様々な思惑が交錯しながら公共部門での期間雇用が増加していく。

まとめ

本稿では公務員制度についての説明に多くの紙面を割いたが、フランスにおいて法学部卒業程度の法律的専門家

がどのように公的部門に入っていくかの過程が少し理解していただけたと思う。法学部を卒業した身分（学士相当）で公務員試験を受ける人もあれば、あるいは上級公務員をめざして、その受験資格を得るために修士に進み、さらなる専門的な法的知識を学ぶ人もいる。公務員として任官した後は自分のカテゴリー、職団、職群の範囲内で仕事し、上級公務員は法令の起案、組織の管理に、中・初級公務員は行政文書作成業務に従事する。

しかし、厳しい経済情勢下での公務員定数削減のため、あるいは産休などで空いたポストを補うために期間雇用を利用するようになった。このやり方は法学部卒業レベルの学生であればできる業務分野で利用されている。だが、期間雇用なので雇用される側は、契約の更新、生活の安定がなかなか得られないという問題に直面する。

日本ではこのような問題は未だ公的部門では発生していないように見えるが、公的部門の累積債務が他の先進国に比べ突出していることを考えると、正規採用を控え、期間雇用を増やしたり、一部分野において民間からの派遣社員を導入するなどした時、フランスと同様な問題が起こるかも知れない。

(1) 山口俊夫『フランス法辞典』東京大学出版会 二〇〇二年、二三六頁。

(2) 前掲注(1)、同頁。

(3) 滝沢正『フランス法』初版 三省堂 一九九七年、二四〇頁。

(4) 簡単にフランスの高等教育制度を説明すると、大学入学資格（バカロレア）を取得後、一八歳で大学へ入学する。大学はLMD制度を導入し、日本でいう学士（Licence）が三年、修士（Master）が二年、博士（Docteur）は三年以上となっている。つまり、最短で二六歳で博士号が取得できる。

(5) 簡単にフランスの地方制度について説明する。現在、地方制度改革が議論されているが、フランスの地方制度は三層の構造…地域圏（region）、県（département）、市町村（commune）で構成されている。地域圏は二七、県は一〇一、市町村は三六六八〇存在する。地域圏議会議長、県議会議長、市町村長は有権者により直接選挙で選出される。しかし、県知事は「県における共和国の代表者」の性格から、内務省から派遣される。人口規模の小さな市町村が多いので、ごみ処理、

給食事業、公共交通機関の運営を共同で行うことが多い。こうして設立された複数市町村間で運営されている施設、公企業、団体の職員も公務員に該当する。

(6) 地方上級行政職 (*Administrateur territorial*) は地方公共団体の重要部門の長(総務部部长、財政部长、法務部部长等)となるべき公務員の職群である。過去三年間の平均で、全国地方行政幹部職員研修所が行う地方上級行政職試験の定員三人に対し、一五〇二人が応募し、約五〇倍という狭き門となっている。地方上級行政職の修了後の進路は財務部局が一八%、社会福祉部局が一%、人事管理九%、法務部局は三%となっている。 <http://www.inet.cnfr.fr/documents/042012/240412140200PLAQUETTEAT2012V7.pdf>

(7) <http://www.cnfr.fr/content/accueil?gl=Nj0GJkMzI>

(8) <http://tempstreet.nouvelobs.com/economie/20130108/OBS4825/la-fonction-publique-championne-des-cdd.html>

(9) 例えば家を借りる時に正社員か期間雇用者かで大きな扱いの違いを受ける場合がある。大家、不動産会社は家賃額の約三倍の月収があることを条件としているので、月給が低く抑えられている期間雇用者(ほとんどの場合、最低賃金で雇用される。最低賃金は月約一五一時間労働で、税、社会保険料天引き前約一四三〇ユーロ、天引き後約一二二〇ユーロ、日本円で約一四五六〇〇円となる)はこの為、家を借りにくい現状が存在し、特に住宅難の大都市では深刻な問題である(大都市家賃は二五平米で大体六〇〇ユーロから、パリはそれ以上する)。

(10) <http://expansion.lexpress.fr/entreprise/la-poste-recrute-en-matiere-de-cdd-abusifs-300337.html>

(11) 参照 <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/dl/1-05.pdf>

(12) 若者の経験不足を補うために、欧米ではインターシップが盛んで、法学部の学生なら、弁護士事務所、市町村役場、NGOなどがその有力なインターシップ先である。

参考文献

- 自治体国際化協会『フランスの地方公務員制度』第一部、第二部一九九三年
- 自治体国際化協会『海外の地方公務員研修機関』二〇〇六年
- 自治体国際化協会『フランスの地方自治』二〇〇九年

資 料

山口俊夫『フランス法辞典』東京大学出版会 二〇〇二年
滝沢正『フランス法』初版 三省堂 一九九七年